

筑北村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 18 年 5 月 1 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、筑北村の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第 2 条 村長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の公募は、あらかじめ次に掲げる事項を村役場庁舎前の掲示場に掲示するとともに広報紙又はホームページへ掲載するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 公募の期間及び申請の方法
- (5) 選定の基準

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第 4 条 村長は、前条の申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 村長は、前項の指定管理者を選定するときは、あらかじめ筑北村公の施設の指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

ただし、村長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(選定結果の通知)

第 5 条 村長は、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(指定管理者の選定の特例)

第 6 条 村長は、第 3 条の規定による申請がなかった場合又は第 4 条に該当する団体がなかった場合は、当該公の施設の設置目的を効果的にかつ効率的

に達成することができると思慮する筑北村が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- 2 村長は、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、第2条による公募によらず、出資団体等を指定管理者の候補者として選定することができる。

- 3 第4条第2項の規定は、指定管理者の選定の特例にこれを準用する。

(指定管理者の指定)

第7条 村長は、前2条の規定により選定した指定管理者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定する。

- 2 村長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、村長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本村が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他村長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、村長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理に係る経費の収支状況
- (3) 使用料又は利用に係る料金等の収入実績
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要と認めるもの

めるもの

(業務報告の聴取等)

第10条 村長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 村長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しく

は、一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、村は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第 12 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった当該公の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、村長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 13 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する当該公の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を村に賠償しなければならない。ただし、村長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 14 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者は、筑北村個人情報保護条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 15 号）の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 指定管理者(公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなった情報について公開請求があったときは、筑北村個人情報保護条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 15 号）の定めるところにより公開しなければならない。

(筑北村公の施設の指定管理者選定委員会の設置等)

第 15 条 指定管理者の候補者の選定について審議するため、筑北村公の施設の指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、5 人の委員をもって組織する。
- 3 委員は、総務課長、企画財政課長、坂北総合支所長、本城総合支所長、坂井総合支所長をもって充てる。

(委員長)

第 16 条 委員会に委員長を置き、委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 17 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
(審議)

第 18 条 委員会は、公の施設に係る指定管理者の選定について審議し、村長に意見を述べるものとする。

(関係者の出席)

第 19 条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 20 条 審議会の庶務は、総務課が行う。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第 21 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第 2 条から第 11 条まで及び次条の規定中「村長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 筑北村個人情報保護条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を次のように改める。

(業務受託者等の責務等)

第 22 条 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務及び事業の委託を受けた者又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者の指定を受けた者（以下「受託者等」という。）は、受託業務又は指定された公の施設の管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の処理を委託するときは、当該受託者等に対し、個人情報の保護及び適正な取扱いに関し必要な措置を講じさせなければならない。

- 3 第 3 条第 2 項の規定は、受託者等の職員について準用する。